

## 理 由

学校における健康教育の充実を図るため、教育職員として新たに栄養教諭を位置付けるとともに、栄養教諭の免許制度を創設し、栄養教諭の定数、給与費の負担等について所要の措置を講ずることとするほか、医療技術の高度化等に対応するため、大学の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするものの修業年限を六年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。